

別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会設置要綱

制定 平成 22 年 6 月 10 日

別府市告示第 177 号

改正 平成 23 年 4 月 8 日

別府市告示第 138 号

(設置)

第 1 条 市の公の施設（以下「公の施設」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定を公正かつ適正に行うため、別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、市長（教育委員会が所管する公の施設にあつては教育委員会。以下「市長等」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項を協議し、市長等に報告するものとする。

- (1) 候補者を非公募で選定することの妥当性その他選定方法に関する事項
- (2) 前号に掲げる事項の協議の結果、選定方法として非公募が妥当とした場合において、市長等が提示する法人その他の団体の候補者としての妥当性に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人とし、有識者のうちから市長が委嘱するもの 3 人及び職員のうちから市長が指名するもの 2 人で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれ

を定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

4 会議の公開又は非公開は、委員会において決定する。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 委員は、正当な理由がなく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年4月8日告示第138号)

この要綱は、告示の日から施行する。